



広島県信用漁業協同組合連合会
平成28年度版ディスクロージャー誌

《プロフィール》

創立	昭和26年8月
本店	広島市中区大手町二丁目9番6号
業務	金融(貯金・貸出・決済)業務
会員数	普通出資会員80(正会員79 準会員1)、優先出資者2
役員数	常勤役員3名 非常勤役員9名
代表理事会長	米田 輝隆
職員数	47名
店舗数	本支店 7店舗 代理店25店舗(支所1を含む)
出資金	1,053百万円
貯金残高	100,219百万円 (平均残高 92,023百万円)
貸出金残高	21,889百万円 (平均残高 22,641百万円)
単体自己資本比率	11.96%

(平成29年3月末現在)

《会章》



マリンバンク信漁連の頭文字MとS、海上の波と空を図案化。

事業の信頼性をブルーで表現し、広がる海の広さは事業フィールドを表します。また3本の線は、組合員、組合、信漁連を意味し、統合によってそれぞれが一体となって支え合う姿を表現しています。



漁協系統では21世紀にふさわしい新しいイメージを構築し、内外にアピールするため、統一呼称「JF(ジェイエフ)」とシンボルマークを使用・展開しております。

JFマークは21世紀の漁協系統(JFグループ)の新しい改革の波を連想させ、躍動感ある波は組織の活力を表現しています。

系統シンボルマーク

※ 本会では、JFマークが決定される以前よりCIを導入して「MS」のコーポレートマークを使用しております。組合員等の皆様にマリンバンクの呼称とともに、広く親しみを持っていただいているこのマークで今後も事業の展開をはかっていきたいと存じます。

《 目 次 》

ごあいさつ	1
経営方針	1
リスク管理の体制	2
法令遵守の体制	3
金融ADR制度への対応	4
漁業者等の経営の改善のための取組の状況	4
トピックス	5
事業の内容	5
浜のくらしを応援するマリンバンクの 便利なサービス	
浜のくらしを守る全国ネットの「マリン バンク安心システム」の取組み	
自己資本の充実への取組み	
商品・サービスのご案内	8
貯金業務	
貸出業務	
為替、その他サービス業務	
商品利用の留意事項	
業 績	11
貸借対照表	12
損益計算書	13
注 記 表	14
キャッシュ・フロー計算書	22
剰余金処分計算書	23
財務諸表の正確性等にかかる確認	24
貯 金	25
種類別・貯金者別貯金残高	
科目別貯金平均残高	
財形貯蓄残高	
貸 出 金	27
種類別・使途別・貸出者別貸出金残高	
科目別貸出金平均残高	
貸出金担保別内訳	
債務保証担保別内訳	
業種別貸出金残高	
主要な水産業関係の貸出金残高	
有 価 証 券	30
種類別有価証券平均残高	
有価証券残存期間別残高	
オプション取引の時価情報	
有価証券の含み損益	
保有有価証券の利回り	
オフバランス取引の状況	
先物取引の時価情報	
受託業務・為替業務等	33
受託貸付金の残高	
内国為替の取扱実績	
平 残・利回り等	34
粗利益	
業務純益	
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	
受取・支払利息の増減額	
経費の内訳	
諸指標	36
最近5年間の主要な経営指標	
自己資本の充実の状況	
経営諸指標	
リスク管理情報等	48
リスク管理債権残高及び同債権に対する 保全状況	
金融再生法に基づく対象債権残高及び同 債権に対する保全状況	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
貸出金償却の額	
役員等の報酬体系	51
本会の組織	52
会員数	
役員	
組織機構図	
店舗一覧(自動機器の設置状況)	
協同会社	
沿革・歩み	55
手 数 料 一 覧	57
内国為替の取扱手数料	
その他の諸手数料	
勧誘方針	58

※本冊子は、水産業協同組合法第58条の3(業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧)に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

※計数は、原則として単位未満切り捨てのうえ表示しています。よって、内訳と計は必ずしも一致しません。また、単位未満の計数がある場合には「0」、皆無や当該計数がない場合はスペースとするか、または「-」で表示しています。

ごあいさつ

平素より、私ども広島県信用漁業協同組合連合会(呼称 J F マリンバンク 広島信漁連)をご利用いただきまして誠に有り難うございます。

さて、例年のとおり本会の業務内容、活動状況等を皆様にご紹介するディスクロージャー誌の平成28年度版を作成いたしました。

これにより、本会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

社会、金融環境が激変する昨今、本会は「国民の水産食糧安定供給を担う浜の金融機関」としての使命の重大さを認識し、皆様方の負託に応えられるよう全力を傾注する所存でございますので、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

経営方針

漁業のくらし・経営を支え、「浜」の人々に貢献するとともに、最も信頼される組織を目指すことを基本理念としております。

そのために、漁業に立脚した漁業者のための漁協系統金融機関であることを大前提に、「浜」を取り巻く地域全体に貢献し、存在意義の発揮できる特色ある地域金融機関として活動し認められることを目指し、そのために合わせて安定的な収益を確保することを基本的方向性とし、経営の基本方針を次のとおりとしております。

- 1) 国民に安全な水産物の供給を担う漁協系統の一員として、漁業者の社会的、経済的地位向上の実現に貢献する。
- 2) 漁業者に加え地域全体に貢献する職能的地域金融機関の機能を発揮し、安定的な収益確保とリスク分散を実現する。
- 3) 財務基盤の強化により、「浜」の金融機関として安全性・信頼性を確保し、会員に対して安定的配当・還元を行う。

また、農林中央金庫を中心とした「J F マリンバンク基本方針」に基づく「あんしん体制(漁協系統信用事業安定運営責任体制)」に従って、体制整備をすすめることといたします。(P7参照)

リスク管理の体制

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さんに安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応しております。

1. リスク管理態勢に係る取組み

(1) 理事の認識、理事会等の役割

各種リスクに関する諸問題が発生した場合には、必要に応じて理事会に付議し、議論を通じてリスク管理への認識を深めるよう対応を図っております。

(2) 内部監査

他部門から独立した部署で監査の専任者による全店舗の内部監査を実施し、けん制機能を働かせることにより、リスク管理態勢の強化に努めております。

(3) 外部監査

全漁連が実施する監査により、リスク管理態勢への取組みが外部からも強化され、本会の監事監査とも連携のうえ、業務運営、リスク管理態勢強化に活用しております。

2. 信用リスク管理態勢に係る取組み

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当会は、理事会において個別の重要案件又は大口案件については対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っていきます。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

3. 市場リスク管理態勢に係る取組み

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクは、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つからなっています。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいい、為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当会では、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

4. 流動性リスク管理態勢に係る取組み

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被

るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について日次・月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

5. オペレーション・リスク管理態勢に係る取組み

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

6. 事務リスク管理態勢に係る取組み

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

7. システムリスク管理態勢に係る取組み

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当会では、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

コンプライアンス(法令等)遵守の体制

国内外の社会経済情勢の変化や構造改革にともない、信用を使命とする金融機関においては、企業倫理の確立とともに、レベルの高い遵法経営が求められています。

こうした中、本会は自己責任原則に基づく徹底した自己規律・自助努力のもと、法令等を遵守し、会員等の皆様に対しての情報開示を通して、透明性の高い業務運営を行っていくため、不断の努力を積み重ねてあります。

1. 法令等遵守態勢・規程の整備

理事は理事会に積極的に出席し、業務執行の意思決定に参加しております。また、理事会議事録は遅滞なく作成し、備え置いております。

監事は理事会に積極的に出席し、全般監査結果も参考にしながら、理事の執行状況を監査しております。

なお、倫理要綱としての「コンプライアンス・マニュアル」を理事会で制定し、その内容について研修会等を通じて常日頃より全役職員への周知を図っております。

2. 機能チェック体制の整備

具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度理事会の承認を得て策定し、役職員へ周知徹底のうえ、倫理委員会の中で進捗状況の管理・評価を行っております。

また、不祥事や苦情等に対処するための体制を整備して日頃より対応に備えており、事故防止の観点から、職員の職場離脱点検を徹底しております。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、

- ①利用者サポート等管理責任者の設置
- ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や、苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

2. 紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介いたします）。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てるこども可能で

漁業者等の経営の改善のための取組の状況

● 中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

● 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当会では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」等を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

● 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

漁業者等のお客様に対しては、漁業近代化資金等制度資金の活用をはじめ、各種資金に迅速かつ適切に対応するとともに、経営相談・指導による金融の円滑化に対応できる人材の育成と渉外体制の強化に取組んでおります。

地域の活性化のための取組の状況

本会は、会員(漁協等)、組合員並びに地域の皆様に安心してご利用をしていただける信頼性の高い金融機関として社会的及び公共的責務を果たすことはもとより、信用事業を通して漁業の発展、地域の振興、活性化に貢献しております。

また、漁業貢献活動として、「お魚をふやそう定期貯金」により稚魚の放流を実施、水産振興に関する助成や地元魚介類の地産地消を進めるため朝市・直販所の開設に協力などしております。

ト ピ ク ス

☆ 貯蓄推進キャンペーン

年金口座獲得キャンペーン (28. 4. 1~29. 2. 28)

夏季貯蓄推進キャンペーン (28. 7. 1~28. 8. 15)

全国統一キャンペーン (28. 11. 1~28. 12. 30)

歳末貯蓄推進キャンペーン (28. 11. 15~28. 12. 30)

年度末貯蓄推進キャンペーン (29. 2. 24~29. 3. 31)

☆ 「お魚をふやそう定期貯金」放流事業

28年7月18日 廿日市市 他4地区 オニオコゼ29,300尾、ヒラメ2,500尾放流

☆ マリン会員様向けイベント

観光漁体験

28年10月8日 マリン会員様に底引き網観光漁を体験していただきました。

事 業 の 内 容

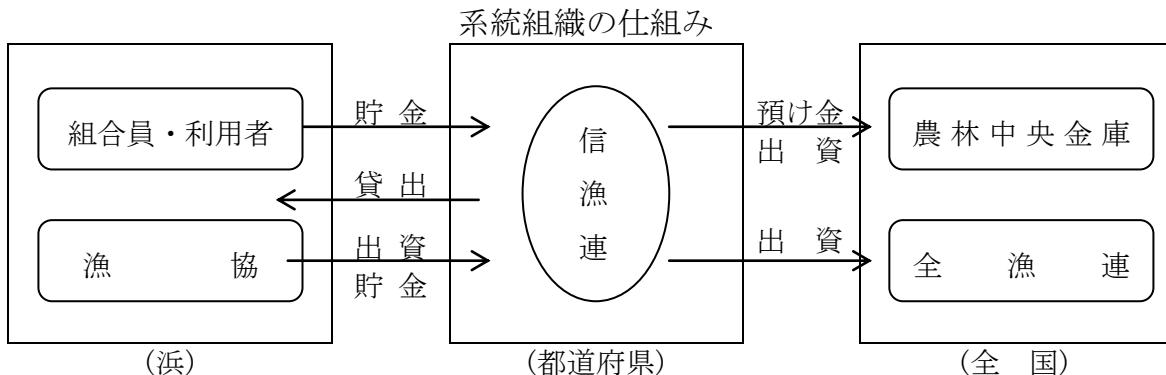
信漁連は、水産業協同組合法に基づいて設立された金融機関で、固有の事業として、貯金、融資（貸出）、為替など銀行と同じ業務を行っています。

これらの事業を通じて、会員及びその組合員等からお金を預かり、この貯金を原資として資金を必要とする会員等への融資を行い、また、会員等の漁獲物の販売代金等の回収や資金決済のための為替業務を行うことにより、漁業者、漁協、信漁連、農林中央金庫を有機的に結び付け、漁業系統の大きな力となっています。

また、浜を中心とした地域の金融機関として、貯金及び生活ローンの対応などで地元に貢献しております。

浜のくらしを応援するJFマリンバンクの便利なサービス

JFマリンバンクは、全国各地の漁協、信漁連、全漁連、農林中央金庫からなる全国ネットのグループで、それぞれが役割を發揮することで浜のくらしを金融面から応援しています。



1. 全国で利用できる「キャッシュカード」サービス

全国の他金融機関、セブンイレブン（セブン銀行）、ローソン、イーネット（ファミリーマート、ポプラなど）のATMがご利用いただけます。

○ご利用いただけるお取引

金融機関名	残高照会	払い戻し	預け入れ	利用時間※
JFマリンバンク 信漁連	○	○	○	[平日] 9:00~18:00(一部店舗17:00) [平日以外] ×
J A・信農連 農林中央金庫	○	○	×	[平日] 8:00~21:00
銀行・信金・信組	○	○	×	[平日以外] 8:00~21:00
ゆうちょ銀行	○	○	○	
セブンイレブン(セブン銀行) ローソン、イーネット	○	○	○	

※店舗・時間帯によってはご利用できない場合もありますのでご確認下さい。

2. 24時間いつでも利用できる「J Fマリンネットバンク」サービス

本会の窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンや携帯電話を利用して、平日、休日を問わず、振込、振替、残高照会及び入出金明細照会などの各種サービスが24時間ご利用いただけます。

3. 毎月自動振込「年金の受取り」サービス

支払日ごとに受け取る年金が口座に自動的に入金されます。

4. 手間がかかるない「公共料金の支払い」サービス

電気、電話、新聞などの公共料金を支払いするためにわざわざ窓口に出向くことなく、口座から自動的に振替できます。

5. 近くに店舗がなくても大丈夫「ローン返済口座集金」サービス

普段お使いの金融機関(都銀、地銀、ゆうちょ銀行、信金、信組、JA等)口座より、毎月のローンを無料で自動引落としするサービスです。自宅や会社の近くにマリンバンクの店舗がない方にご利用いただけます。

浜のくらしを守る全国ネットの「JFマリンバンク安心システム」の取組み

「JFマリンバンク安心システム」とは、全国の信用事業(金融業務)を行う漁協、信漁連、農林中央金庫が一体となって強い組織づくりを目指し、お客様から預かった貯金をしっかりと守るとともに、浜のくらしに密着した金融機能を提供していく仕組みのことです。

1. 漁協系統の全国機関でもある農林中央金庫は、わが国でもトップクラスの格付けを持ち、「JFマリンバンク安心システム」を中心となって支えています。漁協・信漁連は農林中央金庫の指導のもと、法令やJFマリンバンク基本方針(※系統自らが定めたルール)を守ることにより、経営の健全性の確保に努めています。

- 農林中央金庫の経営状況(平成29年3月末現在)

総資産	107兆円
自己資本比率	24.3%

- 世界2大格付機関による農林中央金庫の格付け(平成29年3月末現在)

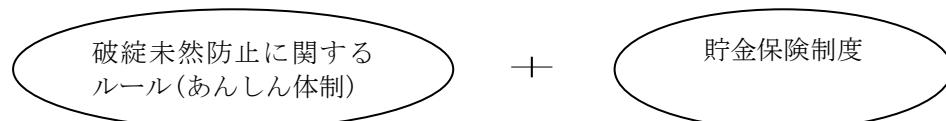
農林中央金庫は世界的に権威のある格付機関
2社において高い格付け評価を得ています。

ムーディーズ社	A1
スタンダード& Poor's社	A

2. より安全な金融機関としてお客様に安心してご利用いただくために、セーフティーネットを構築しています。

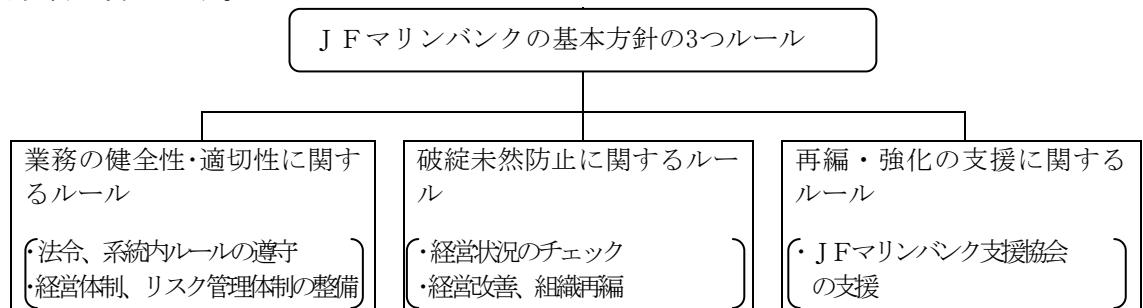
まず、公的制度である「貯金保険制度」。万が一漁協、信漁連などが経営破綻して貯金の払戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護する制度です。

そして、グループ全体で経営健全性を確保する「破綻未然防止に関するルール」。グループによる経営チェック、組織強化を行い、必要があれば、農林中央金庫の要請のもと法律に基づいて設立された「ジェイエフマリンバンク支援協会」による再編・強化の支援が行われ、万全の貯金者保護に備えています。



※ 漁協系統で定めた「JFマリンバンク基本方針」を本会の役職員1人1人が自覚を持ち、守り実践していきます。

具体的には、経営状況のチェック(モニタリング)による問題点の早い段階での発見と経営改善に努めます。



自己資本の充実への取組み

平成10年4月より「早期是正措置制度」が施行され、国内金融機関の自己資本比率は4%以上と基準化されています。また、平成15年1月より導入の「JFマリンバンク基本方針」においては、その基準は8%となっております。

本会は激変する金融情勢の中、自己資本比率の安定確保が金融機関の最も重要な経営指標であると位置付け、自己資本の充実に取り組んでいます。

平成29年3月末における本会の自己資本比率は11.96%であり、高い水準にあります。

商品・サービスのご案内

貯金業務

会員並びに組合員はもちろん水産業関連団体、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、スーパー定期、変動金利定期貯金、定期積金など、目的・期間・金額に合わせた商品をご用意しております。

■貯金の種類

(平成29年3月末現在)

種類	期間	年利率	最低預入額
自由金利型定期貯金 (大口定期)	1ヵ月以上 5年以内	預入期間等によって 個別に設定	1,000万円
自由金利型定期貯金 (スーパー定期)	1ヵ月以上 5年以内	預入期間等によって 個別に設定	1円
自由金利型期日指定定期貯金	最長3年 (据置期間1年)	預入期間によって 個別に設定	1円
変動金利定期貯金	1年・2年・3年	預入期間等によって 個別に設定	1円
貯蓄貯金	定めなし	基準残高等によって 個別に設定	1円
定期積金	6ヵ月以上 7年以内	3年未満0.03% 3年以上0.03%	100円
普通貯金	定めなし	0.02%	1円
決済用普通貯金	定めなし	無利息	1円
別段貯金	定めなし	0.02%以下	1円
通知貯金	7日間以上	0.02%	1万円

貸出業務

会員または組合員への融資をはじめ、地域住民の皆様の暮らしに関する生活ローンなど必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫等の融資のお申込みの取次ぎも行っています。

■貸出商品一覧表

(平成29年3月末現在)

種類	資金使途	貸出金額	期間
運転資金	営漁ローン	資材購入・人件費等 500万円(合算) 以内	5年以内
	普通資金	一般運転 融資機関の定めによる	原則1年以内
設備資金	漁業近代化資金	漁船建造・改造 作業場新築等 養殖法人 1億8千万円以内 その他の者 9千万円以内	法で定めた期間
	営漁ローン	同上 500万円(合算) 以内	7年以内
	普通資金	一般設備 融資機関の定めによる	1年以上35年以内
生活資金	マイカーローン	マイカー購入資金・修理・車検・免許取得・他社オートローン借換 1,000万円以内	10年以内
	リフォームローン	増改築資金 住宅購入等に関する諸費用 1,500万円以内	20年以内
	教育ローン	入学金、授業料 下宿代等の費用 500万円以内	16年10ヵ月以内
	その他目的ローン	上記ローン以外の資金使途 500万円以内	10年以内
	フリーローン	自由(事業資金・旧債務の返済資金は除く) 300万円以内	8年以内
	カードローン	同上 30万円(取引状況により増枠申請受付可)	1年毎に更新
	住宅ローン	住宅新・改・増築 宅地造成・購入・他社住宅ローン借換 5,000万円以内	35年以内

為替、その他サービス業務

代金の支払いなど、現金で受払いをしていたものを、口座の入出金により本会がお客様に代わって決済するもので、お客様の利便性を図るうえでの重要な業務となっています。

為替、その他サービス業務の種類

(1) 為替

国内為替による「振込」、「送金」、「代金取立」を行っています。

(2) 口座振替

電気・水道・電話などの公共料金等について、利用者の貯金口座から自動的に引き落とし、収納機関への納入を行っています。

(3) 口座振込

水揚代金や国民年金・厚生年金などの各種年金、給与等について、本人指定の貯金口座に自動的に入金しています。

(4) マリンクレジットカード

国内外の加盟店で利用できる「三菱UFJニコスカード」を取り扱っています。

(5) キャッシュカードサービス

JFマリンバンクのキャッシュカードを使って、全国の漁協・信漁連だけでなくすべての金融機関でキャッシュサービスを受けることができます。

※ATMにてJFマリンバンクのキャッシュカードをご利用された際に手数料が発生した場合、翌月一括キャッシュバックすることにより実質無料となっております。

※全国のJFマリンバンクの他、ゆうちょ銀行やコンビニATMでのご入金が可能です。

商品利用の留意事項

本会では、お客様が貯金等の商品を利用される場合は顧客保護の観点から、当該商品の契約の内容及び信用事業に係る重要な事項等について説明及び情報の提供を行っています。

①主要な貯金・定期積金の金利の店頭での表示

②手数料の一覧表の掲示または備え置き

③取り扱う貯金商品のうち貯金保険の対象となるものの明示

④商品内容全般に対する情報提供（お客様の求めに応じた説明による）

——商品名、販売対象、期間（自動継続扱いの有無を含む）、受入方法（受入方法、最低受入金額、受入単位等）、払戻（支払）方法、利息（利率設定方法、利率表示場所、利払い頻度、計算方法等）、手数料、付加できる特約事項（総合口座の担保差入れ、自動集計サービス等）、中途解約時の取扱い（解約利率、手数料等の計算方法を含む）、その他参考となる事項——

⑤変動金利貯金の基準とされている指標及び一定の利率設定方法が定められている場合はその方法及び金利情報の適切な提供

業 績

わが国の経済は、英国のEU離脱、トランプ氏の米大統領選勝利など、景気・金融市場に重大な影響を与えるかねまいかの出来事が起こる中、民間消費の消費税増税以降の停滞状態が続きました。しかし、世界経済の回復傾向に加え、円高圧力が和らいだこともあり、生産・輸出の持ち直しも見られました。

金融環境については、既にマイナス金利を導入していた日銀は、9月に長期金利の誘導目標(10年国債利回り0%程度)を導入するなど、1年を通じてかつてない超低金利が続き、各金融機関とも資金運用難に拍車がかかり、貸出金利競争は金融機関経営に影響を及ぼすほど激しくなりました。

漁協系統信用事業においては、広域信漁連構想の協議が進み、先行して兵庫・和歌山の両信漁連の合併が決定しました。西日本ブロックでは、現在ほかに3県域が合流の方向で協議しております。

漁業をめぐる情勢につきましては、全国でTPP対策事業を活用する動きが活発化しましたが、トランプ新大統領による米国のTPP離脱により、今後の事業継続が不透明となっております。

本県の漁業情勢につきましては、漁業就業者の高齢化と減少による漁業基盤の縮小が依然として続いておりますが、全国と同様に活発にTPP対策事業の活用がなされました。なお、主幹漁業である牡蠣養殖業は、成育不良・斃死の影響があり、水揚高は前年を下回っているものと思われます。いわし網についても、東部の極度の水揚不振により全体では前年を下回りました。のり養殖業は例年を大きく上回る水揚高になりました。

こうした環境下で、第7次中期経営基本計画の最終年度として事業展開を行った結果、貯金はキャンペーンに加え、公金等の大口貯金により計画を大幅に上回り、初めて1,000億円台となりましたが、貸付は激しい金融機関競争のため計画を達成することができませんでした。

事業収支状況につきましては、農林中央金庫預金施設の変更と貸出金利の低下による減収を、貯金量増加のスケールメリットと有価証券運用等で一部補うことができ、当期剰余金は159百万円と計画を75百万円上回りました。自己資本比率につきましては、普通・後配出資合わせて24百万円余りのご協力をいただきましたが、事業の大幅な伸張、新基準による農林中央金庫への出資金のリスクアセットの増加等により、1.3ポイント下がり11.9%となりました。

貸借対照表

(単位:百万円)

資産			負債及び純資産		
科目	28年3月末	29年3月末	科目	28年3月末	29年3月末
(資産の部)			(負債の部)		
現預金	388	362	貯金	87,207	100,219
系統預け金	56,854	70,185	当座貯金	4	3
系統外預け金	56,519	69,934	普通貯金	14,088	14,174
有価証券	8,758	9,964	貯蓄貯金	0	1
国債	1,183	2,070	通知貯金	200	95
地方債	690	669	別段貯金	107	109
社債	3,424	3,687	定期貯金	70,759	83,839
外國証券	1,851	1,920	積定期貯金	43	43
株式	347	367	その他負債	2,003	1,951
受投益証券	681	712	貸付留保金	442	424
投資証券	580	536	未払法人税等	155	190
貸出金	23,200	21,889	未決済為替借入金	58	48
手形貸付金	1,693	1,628	未払費用	117	101
証書貸付金	20,412	19,158	前受収益	6	6
当座貸越	344	352	その他の負債	98	70
金融機関貸付	750	750	諸引当金	77	91
その他の資産	154	91	賞与引当金	14	18
未決済為替貸	1	2	退職給付引当金	40	46
未収収益	83	80	役員退職慰労引当金	22	26
その他の資産	69	9	繰延税金負債	149	140
固定資産	526	517	再評価に係る繰延税金負債	61	61
有形固定資産	525	517	債務保証	0	0
無形固定資産	0	0	負債の部合計	87,940	100,937
外部出資	2,370	2,371	(純資産の部)		
系統出資	2,218	2,218	会員資本	3,597	3,751
系統外出資	152	152	出資金	1,029	1,053
債務保証見返	0	0	利益剰余金	2,568	2,698
貸倒引当金	△112	△109	利益準備金	805	842
			その他利益剰余金	1,762	1,855
			任意積立金	1,539	1,657
			特別積立金	1,539	1,657
			当期未処分剰余金	223	198
			(うち当期剰余金)	183	158
			処分未済持分	-	△1
			評価・換算差額等	604	585
			その他有価証券評価差額金	442	423
			土地再評価差額金	161	161
			純資産の部合計	4,201	4,336
資産の部合計	92,141	105,273	負債及び純資産の部合計	92,141	105,273

損 益 計 算 書

(単位:百万円)

損失の部	27年度	28年度	利益の部	27年度	28年度
経常費用	831	821	経常収益	1,086	1,042
資金調達費用	214	211	資金運用収益	931	905
貯金利息	210	209	貸出金利息	426	387
支払雑利息	3	1	預け金利息	19	12
支払獎励金	1	1	有価証券利息配当金	154	155
役務取引等費用	165	165	受入雑利息	0	0
内国為替支払手数料	2	2	受取獎励金	291	316
その他支払手数料	159	158	受取特別配当金	38	32
その他役務取引等費用	3	4	役務取引等収益	17	20
その他事業費用	51	53	内国為替受入手数料	13	13
融資保険料	24	24	その他受入手数料	4	7
支払助成金	5	3	その他役務取引等収益	0	0
国債等債券売却損	2	13	その他事業収益	75	73
国債等債券償還損	7	0	受取出資配当金	41	41
事業推進費	11	11	受取助成金	24	13
事業管理費	382	386	国債等債券売却益	9	19
その他経常費用	17	3	その他経常収益	61	42
株式等売却損	10	3	貸倒引当金戻入益	3	2
株式等償却	6	0	株式等売却益	26	8
その他の経常費用	0	0	その他の経常収益	32	31
経常利益	255	220	特別利益	—	—
(▲は経常損失)					
特別損失	0	0			
固定資産処分損	0	0			
税引前当期利益	254	220			
(▲は税引前当期損失)					
法人税、住民税及び事業税	73	63			
法人税等調整額	▲2	▲2			
当期剰余金	183	158			
(▲は当期損失金)					
前期繰越剰余金	40	40			
当期未処分剰余金	223	198			
(▲は当期未処理損失金)					
合計	1,086	1,042	合計	1,086	1,042

(注)消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注記表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

有価証券（外部出資含む）の評価は以下のとおりです。

- 1) 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。
- 2) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。
- 3) 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。
- 4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。
- 2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
- 3) 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
- 4) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
- 5) 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上方法は以下のとおりです。

1) 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程及び貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、以下のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく事業年度末の要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法は以下のとおりです。

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式です。

III. 会計方針の変更に関する注記

（減価償却方法の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、これによる当事業年度の損益に与

える影響はありません。

IV. 表示方法の変更に関する注記

該当する事項はありません。

V. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項はありません。

VI. 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

VII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は404, 254, 276円です。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コピー機等については、リース契約により使用しております。
3. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

系統預け金	1, 500, 000, 000円
系統外預け金	4, 200, 000円

担保資産に対応する債務

未決済為替	4, 249, 700円
別段貯金	4, 200, 000円

4. 理事、監事に対する金銭債権の総額は172, 812, 544円です。
5. 理事、監事に対する金銭債務の総額は 0円です。(貯金を除く)
6. リスク管理債権の内訳

- 1) 貸出金のうち、破綻先債権額は 0円、延滞債権額は124, 002, 669 円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

- 2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 5, 777, 465円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- 3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 19, 250, 652円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

- 4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 149, 030, 786円です。

なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 968, 210, 820円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 968, 210, 820円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をできる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、

必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第3号に定める「固定資産税評価額(市町村が定める地価)」の地価を基準に算出しております。

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は 124,938,515円です。

VIII. 損益計算書に関する注記

該当する事項はありません。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員(以下、所属員という)に対して貯金の受け入れや事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、33.5%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については、管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用課及び総務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA

LM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が236,402,396円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえで重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	362,528,700	362,528,700	0
(2) 預け金	70,185,073,375	70,185,796,950	723,575
(3) 有価証券	9,964,694,256	10,075,766,564	111,072,308
満期保有目的の債券	1,945,248,946	2,056,321,254	111,072,308
その他有価証券	8,019,445,310	8,019,445,310	0
(4) 貸出金	21,889,957,064		
貸倒引当金(*)	△109,863,718		
	21,780,093,346	23,247,719,421	1,467,626,075
資 产 計	102,292,389,677	103,871,811,635	1,579,421,958
(1) 貯 金	100,219,526,127	100,433,265,289	213,739,162
负 債 計	100,219,526,127	100,433,265,289	213,739,162

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 产

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分毎に、新規に預け入れた場合に想定される預金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託については、公表されている基準価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。このとき、貸借対照表に計上されている、分割実行案件の未実行額については、簿価で上記の金額に合算して時価に代わる金額としております。

上記以外の手形貸付金については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

1) 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点での新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資(*)	2,218,580,000
② 系統外出資(*)	152,910,000
合 計	2,371,490,000

(*) 系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
預け金	70,185,073,375	0	0	0
有価証券	310,000,000	1,419,365,708	320,387,679	350,525,000
満期保有目的の債券	200,000,000	200,000,000	100,000,000	0
その他有価証券の うち満期があるもの	110,000,000	1,219,365,708	220,387,679	350,525,000

貸出金(*)	4,208,626,885	2,231,955,256	1,863,210,607	1,390,825,183
合 計	11,537,134,220	15,188,455,184	2,183,598,286	1,741,350,183

	4年超 5年以内	5年超
預け金	0	0
有価証券	605,106,005	5,432,503,649
満期保有目的の債券	0	1,439,005,000
その他有価証券の うち満期があるもの	605,106,005	3,993,498,649
貸出金(*)	1,325,643,948	10,673,781,891
合 計	1,930,749,953	16,106,285,540

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の195,913,294円は、含めておりません。
なお、一部の金融機関向け貸出金750,000,000円は「5年超」に含めています。

6. 廉金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	74,168,239,185	16,796,143,635	8,498,232,774	421,854,006	257,101,027	77,955,500
合 計	74,168,239,185	16,796,143,635	8,498,232,774	421,854,006	257,101,027	77,955,500

(*) 貯金のうち要求払貯金14,385,136,121円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

X. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」等が含まれております。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時 價	差 額
時価が貸借対照表	地 方 債	419,210,697円	471,204,420円
計上額を超えるも	社 債	563,428,906円	586,847,186円
の	外 国 証 券	702,673,079円	752,622,000円
	小 計	1,685,312,682円	1,810,673,606円
			125,360,924円

	貸借対照表計上額	時 價	差 額
時価が貸借対照表	地 方 債	59,936,264円	59,767,648円
計上額を超えない	外 国 証 券	200,000,000円	185,880,000円
もの	小 計	259,936,264円	245,647,648円
			△14,288,616円

合 計 1,945,248,946円 2,056,321,254円 111,072,308円

2) その他有価証券で時価のあるもの

取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額	国 債 1,000,439,759円	1,062,880,000円
		62,440,241円

が取得原価又は償却原価を超えるもの	地方債	82,360,000円	89,920,648円	7,560,648円
	社債	2,235,970,606円	2,407,867,500円	171,896,894円
	外国証券	487,024,219円	532,126,900円	45,102,681円
	株式	232,040,563円	339,994,000円	107,953,437円
	受益証券	502,876,732円	605,190,431円	102,313,699円
	投資証券	357,007,179円	492,929,432円	135,922,253円
	小計	4,897,719,058円	5,530,908,911円	633,189,853円
		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額	国債	1,008,750,326円	1,008,100,000円	△650,326円
が取得原価又は償却原価を超えないもの	地方債	100,000,000円	99,970,000円	△30,000円
	社債	744,959,236円	716,552,500円	△28,406,736円
	外国証券	499,566,129円	486,115,000円	△13,451,129円
	株式	29,131,072円	27,569,700円	△1,561,372円
	受益証券	108,113,567円	106,986,817円	△1,126,750円
	投資証券	45,478,855円	43,242,382円	△2,236,473円
	小計	2,535,999,185円	2,488,536,399円	△47,462,786円
	合計	7,433,718,243円	8,019,445,310円	585,727,067円

なお、上記の評価差額から繰延税金負債162,070,680円を差し引いた額423,656,387円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- 3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 4) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
1,524,388,962円	27,494,322円	17,395,598円

- 5) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

X I . 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成24年5月17日）に基づき、簡便法により行っています。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	40,786,100円
退職給付費用	5,616,000円
退職給付の支払額	306,200円
期末における退職給付引当金	46,095,900円

3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	46,095,900円
退職給付引当金	46,095,900円

4) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用 5,616,000円
 2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,922,541円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は37,814千円となっております。

X II. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	平成29年3月31日現在
貸倒引当金超過額	11,255,699円
賞与引当金超過額	5,104,487円
未払事業税等	3,735,178円
未収貸出金利息	9,424円
退職給付引当金超過額	12,754,735円
役員退職慰労引当金超過額	7,346,385円
繰延税金資産小計	40,205,908円
評価性引当額	△18,602,084円
繰延税金資産合計 (A)	21,603,824円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△162,070,680円
繰延税金負債合計 (B)	△162,070,680円
繰延税金負債の純額 (A+B)	△140,466,856円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

X III. 貸貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

X IV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当する事項はありません。

X V. 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

X VI. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

X VII. その他の注記

該当ありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	27年度末	28年度末
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	254	220
減価償却費	21	17
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 3	△ 2
退職給付引当金の増加額	4	5
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	4	8
資金運用収益	△ 933	△ 905
資金調達費用	214	211
有価証券関係損益（△は益）	△ 8	△ 11
外部出資関係損益	0	0
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減（△は純増）	△ 177	1,310
預け金の純増減（△は純増）	△ 7,300	△ 15,150
貯金の純増減（△は純減）	2,770	13,011
教育情報資金	△ 9	△ 9
その他	△ 95	68
資金運用による収入	933	907
資金調達による支出	△ 198	△ 228
小 計	△ 4,521	△ 545
法人税等の支払額	△ 55	△ 73
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,576	△ 618
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 2,025	△ 2,345
有価証券の売却による収入	1,033	763
有価証券の償還による収入	1,963	359
固定資産の取得による支出	△ 4	△ 8
固定資産の売却による収入	3	0
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	971	△ 1,231
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	20	24
出資金の払戻しによる支出	△ 10	△ 19
出資配当金の支払額	△ 18	△ 1
処分未済持分の取得による支出	10	0
処分未済持分の払戻しによる収入	0	0
少数株主への配当金支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1	4
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 3,603	△ 1,846
VI 現金及び現金同等物の期首残高	7,447	3,843
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	3,843	1,997

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
	27年 度	28年 度
当期未処分剰余金	223,786	198,923
剰余金処分額	174,543	131,870
資本準備金	0	0
利益準備金	37,000	32,000
任意積立金 (うち特別積立金)	118,000 (118,000)	80,000 (80,000)
出資配当金 (普通出資に対する配当金) (後配出資に対する配当金) (優先出資に対する配当金)	19,543 (15,635) (1,158) (2,750)	19,870 (15,669) (1,450) (2,750)
次期繰越剰余金	49,243	67,053

- (注) 1. 普通出資金の配当は年2.0%の割合です。
 後配出資金の配当は年1.5%の割合です。
 優先出資金の配当は年1.5%および2.0%の割合です。
2. 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。
 特別積立金 将来の損失のてん補又はこの連合会の事業の改善発達のための支出に充てるため積立てております。
3. 次期繰越剰余金に含まれる経営指導・教育情報事業の費用に充てるための繰越額（いわゆる教育情報資金）は、8,000千円です。

財務諸表の正確性等にかかる確認

謄 本

確 認 書

1. 私は平成28年4月1日から平成29年3月31までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下に体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適正に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年6月20日

広島県信用漁業協同組合連合会

代表理事長 米 田 輝 隆

貯 金

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

			28年3月末		29年3月末		
			金額	構成比	金額	構成比	
当座性貯金	当座貯金	4	0.0	3	0.0		
	普通貯金	14,088	16.1	14,174	14.1		
	貯蓄貯金	0	0.0	1	0.0		
	通知貯金	200	0.2	95	0.0		
	別段貯金	107	0.1	109	0.1		
	計	14,400	16.5	14,385	14.3		
定期性貯金	定期貯金 (うち固定自由金利定期)	70,803 (70,020)	81.1 (80.0)	83,882 (83,226)	83.6 (83.0)		
	(うち変動自由金利定期)	(783)	(1.1)	(656)	(0.6)		
	定期積金	2,003	2.2	1,951	1.9		
	計	72,807	83.4	85,834	85.6		
	合計	87,207	100.0	100,219	100.0		
貯金者内	会員 組合員直接預り	11,592 26,017	13.2 29.8	12,788 25,670	12.7 25.6		
	計	37,609	43.1	38,458	38.3		
	員外	地方公共団体 金融機関 その他の計	7,192 0 42,406	8.2 0.0 48.6	15,506 0 46,254	15.4 0.0 46.1	
区分残高			49,598	56.8	61,761	61.6	

(注)1. 定期性貯金の中の定期貯金には積立定期貯金を含んでおります。

(注)2. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注)3. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	27年度	28年度	増 減
流動性貯金	12,841 (15.1)	12,714 (13.8)	-127
定期性貯金	71,675 (84.7)	79,225 (86.0)	7,550
別段貯金	77 (0.0)	83 (0.0)	6
計	84,594 (100.0)	92,023 (100.0)	7,429
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	84,594 (100.0)	92,023 (100.0)	7,429

(注)1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注)2. 定期性貯金=定期貯金+積立定期貯金+定期積金

(注)3. () 内は構成比です。

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	28年3月末	29年3月末
財形貯蓄残高	—	—

貸出金

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円、%)

		28年3月末		29年3月末		
		金額	構成比	金額	構成比	増減
割引手形		—	—	—	—	—
手形貸付		1,693	7.7	1,628	7.4	△ 65
証書貸付		20,412	93.3	19,158	87.5	△ 1,254
当座貸越		344	1.6	352	1.6	8
金融機関貸付		750	3.4	750	3.4	0
合計		23,200	106.0	21,889	100.0	△ 1,311
固定金利貸出		12,287	53.0	11,284	51.6	△ 1,003
変動金利貸出		10,913	47.0	10,605	48.4	△ 308
設備資金		20,062	86.5	19,908	90.9	△ 154
運転資金		3,138	13.5	1,981	9.1	△ 1,157
貸出者区分残高	員内	会員 組合員直接貸付 計	329 9,455 9,784	1.5 43.2 44.7	459 9,419 9,878	2.1 43.0 45.1
	員外	地方公共団体 金融機関 その他の 計	6,440 750 6,226 13,416	29.4 3.4 28.4 57.8	5,447 750 5,814 12,011	24.9 3.4 26.6 54.9
						△ 993 0 △ 412 △ 1,405
						130 △ 36 94

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

	27年度		28年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付	1,719	7.6	1,682	7.4	△ 37
証書貸付	20,604	90.6	20,572	90.9	△ 32
当座貸越	417	1.8	386	1.7	△ 31
合計	22,740	100.0	22,641	100.0	△ 99

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

	28年3月末	29年3月末	増 減
貯 金 等	1,845	1,738	△ 107
有 價 証 券	—	—	—
動 産	610	608	△ 2
不 動 産	6,917	6,574	△ 343
そ の 他 担 保 物	321	350	29
計	9,693	9,270	△ 423
漁 信 基 保 証	1,055	1,142	87
そ の 他 保 証	5,055	5,006	△ 49
計	6,110	6,148	38
信 用	7,397	6,471	△ 926
合 計	23,200	21,889	△ 1,311

債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

	28年3月末	29年3月末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 價 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
漁 信 基 保 証	—	—	—
そ の 他 保 証	—	—	—
計	—	—	—
信 用	0	0	0
合 計	0	0	0

(注)信用：「金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証」の金額

業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	28年3月末	29年3月末	増 減
農 林 水 産 業	9,784 (42.2)	9,878 (45.1)	94
製 造 業	— ()	— ()	—
建 設 業	— ()	— ()	—
運 輸 ・ 通 信 業	— ()	— ()	—
卸 売 ・ 小 売 業	— ()	— ()	—
金 融 ・ 保 険 業	750 (3.2)	750 (3.4)	0
不 動 産 業	— ()	— ()	—
サ ー ビ ス 業	— ()	— ()	—
地 方 公 共 団 体	6,440 (27.8)	5,447 (24.9)	△ 993
そ の 他	6,226 (26.8)	5,814 (26.6)	△ 412
合 計	23,200 (100.0)	21,889 (100.0)	△ 1,311

(注) () 内は構成比です。

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類等別)

(単位：百万円)

		27年度末	28年度末	増 減
漁業	海面漁業	1,863	1,823	△ 40
	海面養殖業	4,267	4,410	143
	その他漁業	885	827	△ 58
漁業関係団体等		192	280	88
合 計		7,209	7,340	131

- 1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。
- 2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません）

(資金種類等別)

<貸出金>

(単位：百万円)

	27年度末	28年度末	増 減
プロパー資金	5,125	5,108	△ 17
水産制度資金	2,084	2,232	148
漁業近代化資金	1,881	1,936	55
その他制度資金	202	296	94
合 計	7,209	7,340	131

- 3 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
- 4 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

	27年度末	28年度末	増減
日本政策金融公庫金 (農林水産事業)	—	—	—
その他	33	31	△ 2
合 計	33	31	△ 2

- 5 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

有 價 証 券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種類	27年度末		28年度末		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
国 債	1,139	14.4	1,052	12.6	△ 87
地 方 債	608	7.7	615	7.4	7
政府保証債	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—
社 債	3,071	38.7	3,504	41.9	433
外 国 債 券	1,759	22.2	1,878	22.5	119
株 式	303	3.8	284	3.4	△ 19
受 益 証 券	651	8.2	598	7.1	△ 53
そ の 他	401	5.1	430	5.1	29
合 計	7,935	100.0	8,364	100.0	429

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めなし	合計
		28 年 3 月 末	29 年 3 月 末	28 年 3 月 末	29 年 3 月 末	28 年 3 月 末	29 年 3 月 末	28 年 3 月 末	
国 債				317	533	206	125		1,183
地 方 債	99						590		690
政府保証債									
金 融 債									
社 債		419		427	641	1,063	874		3,424
外 国 債 券			203	100			1,548		1,851
株 式								347	347
受 益 証 券	50	251		55		9	6	307	681
そ の 他								580	580
国 債		1,113		422	310	102	121		2,070
地 方 債				99			569		669
政府保証債									
金 融 債									
社 債	210	227		423	752	630	1,443		3,687
外 国 債 券	100	200					1,620		1,920
株 式								367	367
受 益 証 券		247		53	10	58		342	712
そ の 他								536	536

有価証券の含み損益

○有価証券

(単位：百万円)

保有目的	27年度末			28年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的						
満期保有目的	2,192	2,355	162	1,945	2,056	111
その他の	5,953	6,566	612	7,433	8,019	585
合計	8,146	8,921	775	9,378	10,075	696

1. 本表記載の有価証券は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- ① 売買目的有価証券の残高はありません。
 - ② 満期保有目的有価証券については、取得原価が貸借対照表価額として計上されております。
 - ③ その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

○金銭の信託

(単位：百万円)

	27年度末			28年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
金銭の信託	—	—	—	—	—	—

- ・取得価額は貸借対照表価額によっております。
- 時価等の算定は、以下により金銭の信託受益者が合理的に算出した価格によっております。
1. 取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっております。
 2. 店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっております。

保有有価証券の利回り

(単位：%)

	27年度	28年度
国債	0.96	0.93
地方債	1.49	1.34
社債	1.54	1.47
以上平均	1.39	1.34

オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

契約金額・想定元本額	
債券先物オプション	—
債券店頭オプション	—
債券先物	—
合 計	—

先物取引の時価情報

(単位：千円)

		28年3月末			29年3月末		
		契約額	時 価	差損益	契約額	時 価	差損益
債 券	売 建	—	—	—	—	—	—
	買 建	—	—	—	—	—	—

オプション取引の時価情報

(単位：千円)

			28年3月末			29年3月末		
			貸借対照 表価額	時 価	差損益	貸借対照 表価額	時 価	差損益
債券先物 オプショ ン	売建	コール	—	—	—	—	—	—
		プット	—	—	—	—	—	—
	買建	コール	—	—	—	—	—	—
		プット	—	—	—	—	—	—

(単位：千円)

			貸借対照表価額			
			28年3月末		29年3月末	
			売 建	買 建	売 建	買 建
債券店頭 オプション	コール	—	—	—	—	—
		プット	—	—	—	—

受託業務・為替業務等

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	28年3月末	29年3月末
株式会社日本政策金融公庫	1	1
独立行政法人住宅金融支援機構	23	21
独立行政法人福祉医療機構	8	8
計	33	31

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		27 年 度		28 年 度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込(件数)	金額	(37,931)	(51,597)	(37,661)	(50,679)
	金額	48,905	52,665	54,561	75,217
代金取立(件数)	金額	(100)	(27)	(112)	(5)
	金額	225	58	194	19
計 (件数)		(38,031)	(51,624)	(37,773)	(50,684)
計 金額		49,130	52,723	54,756	75,237

平 残・利 回り 等

粗 利 益

(単位：百万円)

区 分	27年度	28年度
資金運用収益	931	905
資金調達費用	214	211
資金運用収支	717	694
役務取引等収益	17	20
役務取引等費用	165	165
役務取引等収支	-148	-145
その他事業収益	75	73
受取出資配当金	41	41
受取助成金	24	13
国債等債券売却益	9	19
国債等債券償還益	—	—
その他事業収益	—	—
その他事業費用	51	53
その他事業収支	24	20
事業粗利益	592	569
事業粗利益率	0.69	0.61

(注)1. 事業粗利益＝(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)

+役務取引等収支+その他事業収支

(注)2. 事業粗利益率=事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位：百万円)

	27年度	28年度
業 務 純 益	210	180

(注)業務純益=事業粗利益-経費(人件費・物件費・税金)-一般貸倒引当金繰入額

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

区分	27年度			28年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	85,510	940	1.09	92,938	915	0.98
貸出金	22,740	426	1.88	22,641	387	1.71
預け金	54,834	350	0.64	61,932	361	0.58
有価証券	7,934	163	2.06	8,364	165	1.98
資金調達勘定	84,594	210	0.25	92,023	209	0.22
貯金・定積	84,594	210	0.25	92,023	209	0.22
借用金	—	—	—	—	—	—
貯金原価率			0.90			0.82
総資金利ざや			0.28			0.23

(注)1. 有価証券利息は、実質数値(利息+売買損益等含む)を表示しております。

(注)2. 貯金原価率=(貯金利息+譲渡性貯金利息+支払奨励金+経費)/(貯金平残+譲渡性貯金平残)×100

(注)3. 総資金利ざや=総資金運用利回り-総資金原価率

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	27年度増減額	28年度増減額
受取利息	△ 8	△ 26
うち貸出金	△ 45	△ 38
預け金	42	11
有価証券	△ 5	0
支払利息	15	△ 0
うち貯金	15	△ 0
譲渡性貯金	—	—
借用金	—	—
差　　引	△ 23	△ 25

(注) 増減額は前年度対比です。

経費の内訳

(単位：百万円)

	27年度	28年度
人件費	248	252
役員報酬	24	24
役員退職慰労引当金繰入	4	3
給料手当	178	179
賞与引当金戻入（控除）	△ 13	△ 14
賞与引当金繰入	14	18
福利厚生費	35	34
退職給付費用	4	5
旅費交通費	4	4
業務費	44	48
負担金	13	12
施設費	50	48
貯金保険料	11	11
雑費	3	3
税金	5	4
合　　計	382	386

諸 指 標

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経 常 収 益	971	1,108	1,093	1,086	1,042
経 常 利 益	207	302	231	255	220
当 期 剰 余 金	154	218	170	183	158
出 資 金	903	919	1,019	1,029	1,053
出 資 口 数	90,342	91,988	101,988	102,904	105,392
純 資 産 額	3,404	3,589	4,083	4,201	4,336
総 資 産 額	75,003	81,986	89,346	92,141	105,273
貯 金 等 残 高	70,704	77,191	84,437	87,207	100,219
貸 出 金 残 高	24,956	24,119	23,023	23,200	21,889
有 価 証 券 残 高	7,803	8,462	9,802	8,758	9,964
剩余金配当金額	17	21	18	19	19
・出資配当の額	17	21	18	19	19
・事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職 員 数	44人	49人	50人	49人	47人
単体自己資本比率	14.20%	13.64%	12.90%	13.29%	11.96%

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成29年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、11.96%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金、優先出資金により調達しております。

普通出資金

項目	内 容
発行主体	広島県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7.8億円（前年度7.8億円）

後配出資金

項目	内 容
発行主体	広島県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1.1億円（前年度0.9億円）

優先出資金

項目	内 容
発行主体	広島県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	優先出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1.5億円（前年度1.5億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	当期末	前期末
	経過措置による 不算入額	経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	3,731	3,578
うち、出資金及び資本準備金の額	1,053	1,029
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,698	2,568
うち、外部流出予定額 (△)	△ 19	△ 19
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	69	73
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	69	73
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	70	80
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,871	3,731
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	-
うち、のれんに係るもの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-

うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (口)	0		0	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	3,871		3,731	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	31,260		26,981	
資産(オン・バランス)項目	31,251		26,972	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,597		△ 3,207	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツ)に係るもの(△)を除く。)に係るもの(△)	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るもの(△)	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るもの(△)	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・オフ・バランス項目に係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	△1,820		△ 3,430	
うち、上記以外に該当するものの額	223		223	
オフ・バランス項目	9		9	
CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関連エクスポート・オフ・バランス項目に係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	1,091		1,084	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	32,352		28,066	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (二))	11.96%		13.29%	

(注1) オペレーションナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)

○自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成27年度末			平成28年度末		
	エクspoージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクspoージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
現金	388	0	0	362	0	0
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	1,901	0	0	2,802	0	0
外国の中央政府及び中 央銀行向け	214	3	0	180	3	0
我が国の地方公共団体 向け	7,130	0	0	6,118	0	0
外国の中央政府等以外 の公共部門向け	93	18	0	187	37	1
国際開発銀行向け	39	0	0	29	0	0
地方公共団体金融機構 及び我が国の政府関係 機関向け	611	61	2	577	57	2
地方三公社向け	-	-	-			
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け	57,607	11,529	461	71,233	14,254	570
法人等向け	2,511	1,470	58	2,959	1,703	68
中小企業等・個人向け	1,228	537	21	1,314	565	39
抵当権付住宅ローン	7,928	2,464	98	7,378	2,304	103
不動産取得等事業向け	544	436	17	404	396	16
3か月以上延滞債権	111	85	3	69	60	3
取立未済手形	1	0	0	2	0	0
漁業信用基金協会等保 証	1,055	105	4	1,142	114	4
出資等	698	698	27	616	616	24
上記以外	9,110	9,868	394	9,140	11,282	451
(うち農林中央金庫等 の対象普通出資等)	2,898	4,348	173	2,899	5,798	231
経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されるも のの額	223	223	8	223	223	8
経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなか ったものの額(△)		△531	△21		△370	△14
合 計	91,401	26,972	1,078	104,743	31,251	1,250

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

27年度			28年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で 除して得た額 b = a × 15% ÷ 8%	所要自己 資本額 c = b × 4%	粗利益額 a	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で 除して得た額 b = a × 15% ÷ 8%	所要自己 資本額 c = b × 4%
578	1,084	43	582	1,091	43

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しております。

○所要自己資本額

(単位：百万円)			
27年度		28年度	
リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
28,066	1,122	32,352	1,294

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（M o o d y ' s ）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチ・レーティングス（F i t c h）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスボージュ	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスボージュ		日本貿易保険
法人等向けエクスボージュ（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスボージュ（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

○信用リスクに関するエクスポート・エクスポートの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		27年度末			28年度末		
		信用リスクに 関するエクス ポート・エクスポートの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	信用リスクに 関するエクス ポート・エクスポートの 残高	うち 貸出金等	うち 債券
法 人	卸売・小売業	743	140	601	760	121	639
	金融・保険業	61,003	750	1,235	74,367	750	1,282
	サービス業	1,101	1,093	6	1,064	1,064	-
	地方公共団体	7,134	6,440	683	6,116	5,447	669
	その他	8,231	2,115	4,275	9,698	2,103	5,757
個人		12,682	12,660		12,404	12,404	
固定資産等		1,017			517		
合 計		91,401	23,200	6,804	104,929	21,889	8,348

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポート・エクスポートを含んでいます。

3. 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

○信用リスクに関するエクスポート・エクスポートの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		27年度末			28年度末		
		信用リスクに 関するエクス ポート・エクスポートの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	信用リスクに 関するエクス ポート・エクスポートの 残高	うち 貸出金等	うち 債券
1年以下		62,383	5,379	99	74,704	4,208	310
1年超3年以下		4,944	4,071	610	5,883	4,095	1,540
3年超5年以下		3,723	2,824	810	3,715	2,716	945
5年超7年以下		3,350	2,176	1,117	3,275	2,201	1,063
7年超		12,959	8,538	4,166	13,018	8,471	4,487
期限の定めなし		4,042	209	-	4,331	195	-
合 計		91,401	23,200	6,804	104,929	21,889	8,348

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポート・エクスポートを含んでいます。

○3ヶ月以上延滞エクスポート・エクスポートの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

		27年度末			28年度末		
		卸売・小売業			合計		
法 人	金融・保険業		—	—		—	—
	サービス業		—	—		—	—
	地方公共団体		—	—		—	—
	その他		—	—		—	—
	個人		12			5	
合 計			12			5	

(注) 全て国内取引です。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	27年度					28年度					
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	
			使用 目的	その他				使用 目的	その他		
一般貸倒引当金	73	73	—	72	73	73	69	—	73	69	
個別貸倒引当金	39	39	—	43	39	39	40	—	39	40	
法人	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	個人	43	39	—	43	39	39	40	—	39	40

(注) 全て国内取引です。

○貸出金償却の額

(単位：百万円)

	27年度			28年度		
	卸売・小売業	金融・保険業	サービス業	地方公共団体	その他	個人
法人	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—

(注) 全て国内取引です。

○信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		27年度末			28年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	237	9,421	9,658	198	9,283	9,481
	10%	—	3,015	3,015	—	2,916	2,916
	20%	57,637	161	57,798	71,511	2	71,513
	35%	—	6,687	6,687	—	6,266	6,266
	50%	1,918	—	1,918	2,328	—	2,328
	75%	—	712	712	—	750	750
	100%	765	6,130	6,895	695	6,204	6,899
	150%	2,903	18	2,921	5	17	22
	200%	—	—	—	2,899	—	2,899
	250%	—	—	—	1	—	1
	1250%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合計		63,460	26,144	89,606	77,639	25,439	103,080

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャヤーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャヤーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャヤー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤーの額

(単位：百万円)

区分	27年度末		28年度末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	10	—	20	—
中小企業等・個人向け	484	32	533	30
抵当権付住宅ローン	—	1,240	—	1,112
不動産取得等事業向け	108	—	8	—
3か月以上延滞債権	—	41	—	22
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	1,193	32	1,102	31
合 計	1,795	1,347	1,663	1,196

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価格）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引については、できるだけ取り扱わない方針であり、取扱い残高はありません。

○証券化エクスポートージャーに関する事項

「証券化エクスポートージャー」とは、現資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートージャーのことです。

当会では、証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○出資その他これに類するエクスポートージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポートージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見直しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については他部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

○出資その他これに類するエクスポートージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	27年度末		28年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	347	347	367	367
非上場	2,370		2,371	
合 計	2,717	2,717	2,739	367

○出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	27年度			28年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	19	10	6	6	3	—
非上場	—	—	—	—	—	—
合計	19	10	6	6	3	—

○貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

	27年度末		28年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	61	8	107	1
非上場	—	—	—	—
合計	61	8	107	1

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、債券市場、スワップ市場等の金利に関連する市場が変動することにより、貸出金、有価証券、貯金等の金利感応資産・負債の価値が低下するリスクをいいます。

当会では、各期間帯の過去5年間分の1年間の金利変動幅の1%タイル値と99%タイル値で計算される経済価値の低下額を金利リスクとして算出しております。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調整勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク（181百万円）

=運用勘定の金利リスク量337+調達勘定の金利リスク量△156

○金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	27年度	28年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	△ 153	△ 181

経営諸指標

(貯貸率等)	28年3月末	29年3月末
貯貸率（期末残高、期中平残）	26.6%、26.8%	21.8%、24.6%
貯預率（期末残高、期中平残）	65.1%、64.8%	70.0%、67.3%
貯証率（期末残高、期中平残）	10.0%、9.3%	9.9%、9.0%
一従業員当たり貯金残高	1,779百万円	2,132百万円
一店舗当たり貯金残高	12,458百万円	14,317百万円
一従業員当たり貸出金残高	473百万円	465百万円
一店舗当たり貸出金残高	3,314百万円	3,127百万円
(利益率)		
総資産経常利益率	0.28%	0.22%
資本経常利益率	7.20%	5.78%
総資産当期純利益率	0.20%	0.16%
資本当期純利益率	5.17%	4.17%

(注)1. 総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益／総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注)2. 資本経常(当期)利益率=経常(当期)利益／資本勘定平均残高×100

(注)3. 従業員数は、28年3月末49名、29年3月末47名(どちらもパート職員を含む。)です。

(注)4. 本支店数は、28年3月末及び29年3月末とも7店です。

リスク管理情報等

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

	28年3月末	29年3月末	増 減
リスク管理債権総額 (A)=①+②+③+④	180	149	△ 31
破綻先債権額 ①	—	—	—
延滞債権額 ②	167	124	△ 43
3ヵ月以上延滞債権額 ③	12	5	△ 7
貸出条件緩和債権額 ④	—	19	19
保全額合計 (D)=(B)+(C)	180	149	△ 31
担保・保証付債権額 (B)	141	109	△ 32
貸倒引当金残高 (C)	39	40	1
保全率 (D) / (A)	100.0	100.0	

- (注)1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
- (注)2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。
- (注)3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。
- (注)4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2、注3に掲げるものを除く。)をいいます。
- (注)5. 「担保・保証付債権額 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
- (注)6. 「貸倒引当金残高 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

	28年3月末	29年3月末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	30	22	△ 8
危険債権	137	101	△ 36
要管理債権	12	25	13
不良債権額合計(A)	180	149	△ 31
正常債権	23,047	21,765	△ 1,282
保全額合計 (D)=(B)+(C)	180	149	△ 31
担保・保証付債権額 (B)	141	109	△ 32
貸倒引当金残高 (C)	39	40	1
保全率 (D)／(A)	100.0	100.0	

(注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(なお、優良担保又は優良保証で保全されている債権額は、22百万円です。)

(注)2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(なお、優良担保又は優良保証で保全されている債権額は、47百万円です。)

(注)3. 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注)4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注)5. 「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注)6. 「貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	27年度						28年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
			目的使用	その他				目的使用	その他			
一般 貸倒引当金	72	73	—	72	73	73	69	—	73	69		
個別 貸倒引当金	43	39	—	43	39	39	40	—	39	40		
合計	115	112	—	115	112	112	109	—	112	109		

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	27年度	28年度
貸出金償却額	—	—

役員等の報酬体系

○役 員

◇対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

◇役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に振込み等の方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	24,545	3,900

(注1) 対象役員は、理事10名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

◇対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しております。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて、公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

○職員等

◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成28年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 平成28年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

○その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

本会の組織

会員数

資格別	28年3月末	29年3月末	増減
正会員	79	79	0
准会員	1	1	0
合計	80	80	0

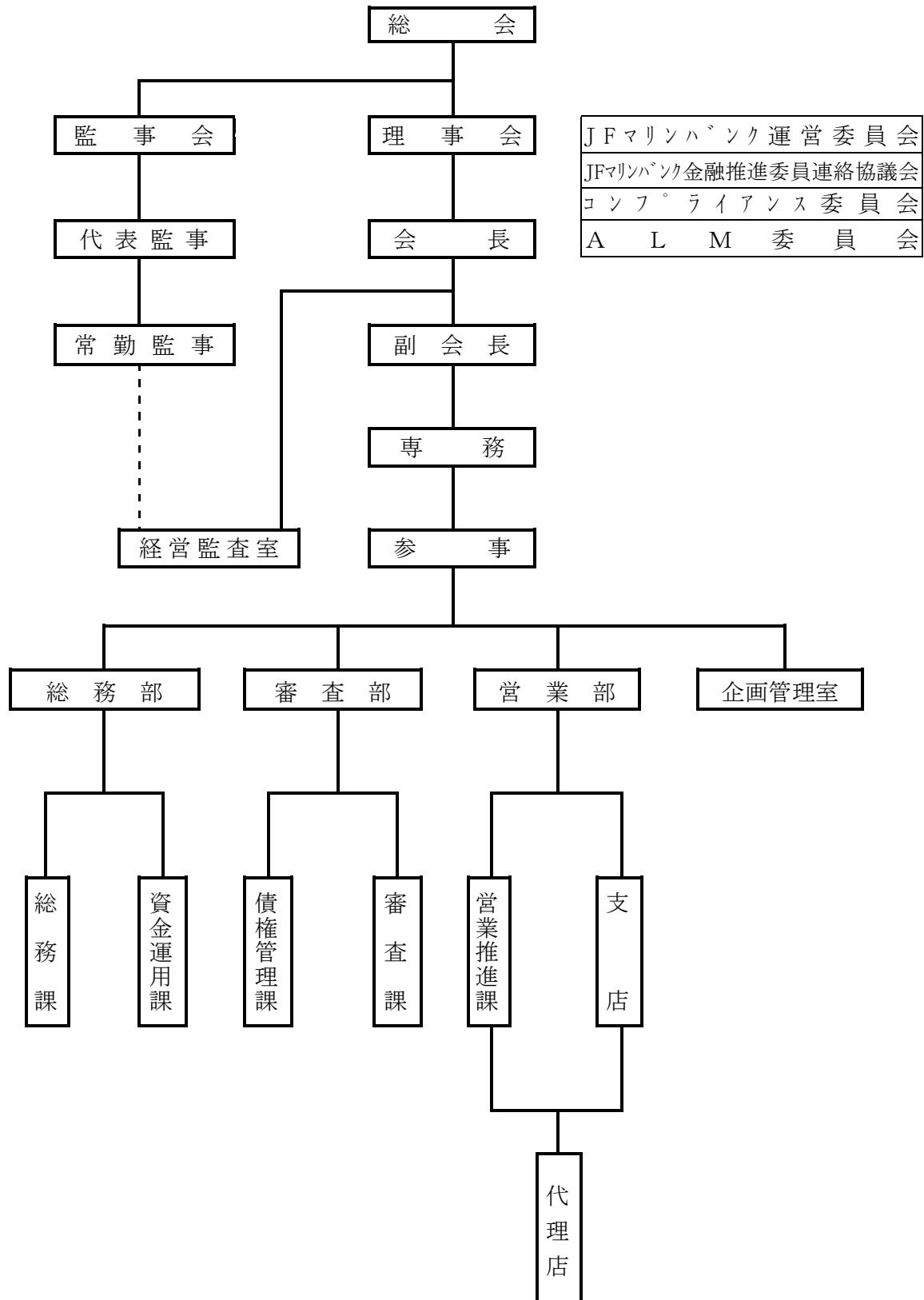
役員

理事9名 監事3名

(平成29年3月末現在)

役職名	常勤・非常勤の別	氏 名					備考
代表理事長	常勤	米輝	隆	武三	敏之	元勝	員外
副会長理事	非常勤	田口	元	三	之	勝	
専務理事	常勤	代山	勝	敏	之	克	
理 事	非常勤	黒中	胡岡	隆	願	隆	
リ	リ	松大	吉	明	明	明	
リ	リ	大吉	井	照	孝	孝	
リ	リ	松井	河内	智	明	允	
リ	リ	河内	久保	鎮	秀		
代表監事	常勤	野由	由	秀	至		
常勤監事	非常勤	由	田	至			員外
監	監						

組織機構図



店舗一覧(自動機器の設置状況)

店舗名	所在地	代表電話番号	ATM
本店	広島市中区大手町2-9-6	(082)247-2301	★
広島市代理店	広島市南区出汐2-3-1	(082)251-5221	
阿賀代理店	呉市阿賀南5-3-16	(0823)71-7741	
早田原代理店	東広島市安芸津町風早1351-39	(0846)45-0151	
安芸津代理店	東広島市安芸津町三津5792-2	(0846)45-0050	
大崎上島代理店	豊田郡大崎上島町沖浦1138-1	(0846)63-0302	
芸南代理店	竹原市忠海東町1-4-27	(0846)26-2937	
吉名支所	竹原市吉名町1-5	(0846)28-0101	
広島西支店	廿日市市沖塩屋3-4-23	(0829)55-0027	★
阿多田島代理店	大竹市阿多田1015	(0827)53-7171	
くば代理店	大竹市玖波3-8-13	(0827)57-7034	
地御前支店	廿日市市地御前5-10-8	(0829)36-1214	
江能支店	江田島市江田島町江南1-1-35	(0823)40-0087	★
美能代理店	江田島市沖美町美能1010	(0823)47-0231	
鹿川代理店	江田島市能美町鹿川4779-1	(0823)45-2075	
大原代理店	江田島市大柿町大原6174-62	(0823)57-2149	
深江代理店	江田島市大柿町深江乙443-9	(0823)57-2069	
大柿町代理店	江田島市大柿町柿浦3147	(0823)57-2034	
東江代理店	江田島市江田島町小用3-3-4	(0823)42-0056	
江田島代理店	江田島市江田島町宮ノ原2-2-10	(0823)42-3344	
音戸支店	呉市音戸町北隱渡1-12-4	(0823)52-2561	★
倉橋島代理店	呉市倉橋町11974-2	(0823)54-0325	
尾道支店	尾道市土堂1-16-4	(0848)21-5331	
瀬戸田代理店	尾道市瀬戸田町大字福田894-8	(0845)27-0149	
三原代理店	三原市古浜1-11-1	(0848)62-3056	
山波代理店	尾道市山波町708-75	(0848)37-4004	
浦島代理店	尾道市浦崎町乙4175	(0848)73-3330	
因島市代理店	尾道市因島土生町256-6	(0845)22-0155	
福山支店	福山市鞆町鞆843-1	(084)982-2386	★
千年代理店	福山市沼隈町大字能登原2493-6	(084)987-0423	
横島代理店	福山市内海町1102-1	(084)986-2008	
田島代理店	福山市内海町イ236	(084)986-2304	

計5台

(注)★印はA T M設置店です。

[店舗外のA T M設置場所]

三高漁協内・内能美漁協内・尾道漁協内・吉和漁協内・倉橋西部漁協内・井口漁協内（計6台）

協同会社

該当ありません。

沿革・歩み

昭和 年 度	26	創立総会開催(7月)
	27	設立登記完了(8月)
	28	業務開始(9月)
	29	全国漁業協同組合連合会設立、加入(10月)
	30	農林漁業資金貸付申請、受付開始(5月)
	31	広島県漁協貯蓄推進委員会発足(6月)
	32	広島県漁協婦人部連合会結成(7月)
	33	広島県水産会館落成(4月)
	34	鞆出張所業務開始(1月)
	35	全国漁協貯金1,000億円達成(12月)
平成 元 年	36	農林漁業金融公庫業務受託契約締結(12月)
	37	広島県漁協貯金10億円達成(3月)
	38	住宅金融公庫業務受託契約締結(4月)
	39	漁業近代化資金利子補給契約締結、取扱開始(12月)
	40	広島県漁協貯金20億円達成(3月)
	41	鞆出張所を福山支所に昇格、業務開始(11月)
	42	全国漁協信用事業相互援助基金加入(2月)
	43	広島県漁協貯金50億円達成(3月)
	44	全国漁協貯金5,000億円達成(3月)
	45	内国為替業務取扱開始(4月)
平成 2 年	46	国庫金振込事務取扱開始(6月)
	47	全国漁協貯金1兆円達成(3月)
	48	広島手形交換所加入(2月)
	49	全銀内国為替システム加盟(2月)
	50	NHK、日本電信電話公社収納事務取扱開始(9月)
	51	創立30周年記念式典挙行(10月)
	52	広島県漁協貯金200億円達成(3月)
	53	本支所間貯金業務オンラインシステム稼働(4月)
	54	全国漁協オンラインセンター設立総会(7月)
	55	広島県収納代理金融機関に指定(10月)
平成 3 年	56	全国漁協オンラインシステム開通(6月)
	57	全国漁協貯金2兆円達成(3月)
	58	福山地区漁協統信業務開始(6月)
	59	広島県漁協信用事業組織強化方策(1県1信)策定(7月)
	60	台風19号による天災資金適用政令発動(9月)
	61	広島県漁協貯金300億円達成(3月)
	62	漁協信用事業統合体(玖波町・大野町・大野・宮島)業務開始(8月)
	63	「本支所」から「本支店」に名称変更(3月)
	64	漁協信用事業統合体(水呑町・田尻・鞆の浦・千年・横島)業務開始(8月)
	65	漁協信用事業統合体(音戸・瀬戸田・尾道・倉橋西部・田原・因島市・浦島・三原) 業務開始(8~10月)
平成 4 年	66	漁協信用事業統合体(早田原・大柿町・美能・江田島・山波・内能美・幸崎・吉和) 業務開始(7~2月)
	67	

平成 10	漁協信用事業統合体(地御前・阿賀・芸南・広島市・沖・東江・大原・大崎上島・倉橋島・井口・阿多田島・三高・深江)業務開始(7~2月)
11	漁協信用事業統合体(鹿川)業務開始(6月)
12	貯金残高400億円達成(3月) 創立50周年記念式典挙行(9月)
13	漁協信用事業統合体 (安芸津11月、田島3月) 業務開始 店舗の再編 大野、宮島代理店廃店(8月) 大野町支店を広島西支店へ名称変更(9月) 玖波支店を代理店に変更(11月)
14	店舗の再編 大柿町支店を代理店に変更(4月) 尾道支店新店舗営業開始、瀬戸田支店を代理店に変更(5月) 内能美代理店廃店(3月) <ATM店舗に移行>
15	店舗の再編 三高代理店廃店(9月) <ATM店舗に移行> 田尻代理店廃店(10月)
16	貯金残高500億円達成(3月) 水呑町代理店を福山市代理店に店名変更(4月)
17	セブン銀行ATM提携(11月)
20	浦島代理店百島支所廃店(3月)、幸崎代理店廃店(12月)
21	田原代理店廃店(3月) 貯金残高600億円達成(6月)
22	広島県おさなか朝市開催(3月)
23	吉和代理店廃店(6月) <ATM店舗に移行> 創立60周年(9月)
24	倉橋西部代理店廃店(3月) <ATM店舗に移行>
25	貯金残高700億円達成(3月) コンビニATM2社 (ローソン、eネット) 提携(11月)
26	福山市代理店廃店(2月) <直営店(水呑営業店)に移行> 井口代理店廃店(3月) <ATM店舗に移行>
27	貯金残高800億円達成(5月)
28	沖代理店廃店(3月) 貯金残高900億円達成(8月) 水呑営業店廃店(1月) 貯金残高1,000億円達成(2月)

手 数 料 一 覧

内国為替の取扱手数料

(平成29年3月末現在)

		当会他店宛		他 行 宛		
振込手数料		電信 (至急) 扱い	A T M ネットバンキング 扱い	電信 (至急) 扱い	文書 (普通) 扱い	A T M ネットバンキング 扱い
(1件につき)	5万円以上	432円	0円	756円	648円	(3万円以上) 432円
	5万円未満	216円	0円	540円	432円	(3万円未満) 324円
	1万円未満	108円	0円	432円	324円	
送金手数料(1件につき)		432円		864円	648円	
代金取立手数料(1通につき)		432円		864円	648円	

(注) 上記手数料には消費税8%が含まれております。

その他の諸手数料

(平成29年3月末現在)

再発行手数料		通帳 証書 キャッシュカード	組合員	員外
	1件につき		324円	1,080円
			540円	1,080円
			1,080円	1,296円
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	0円	
残高証明書発行手数料		随時発行 継続発行	組合員	員外
	1通につき		216円	432円
			108円	216円

(注) 上記手数料には消費税8%が含まれております。

勧誘方針

本会は金融商品販売法の趣旨に則り、貯金、定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場にたった勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問、電話による勧説は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。